

法務ページ July

2024.7 Vol.195

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

七夕の時季です。
さて今年は天の川が
見えるでしょうか



徒然なるままに Vol.143

したいを大切に



皆さん、こんにちは。
夏はあまり得意ではない社労士の妹尾です。今年の夏は暑いようです。その分、ビールが進みそうで怖いです^^;
先日、次男坊が通う学校のオープンカレッジに参加し、特別講義を受講してきました。実は講義の後の「学食無料」がメインで講義は参加するための口実のようなものですが、ところがところが、講義をしてくれた教授のお話が面白く、青年期に親がどのように関わればよいか、教授の経験も交え教えていただきました。
青年期は「～すべき」より「～したい」を大切に。ホント、そのとおりと思いつつも、頭の隅には常に学食が浮かんでいました。
(^_^) (妹尾 悟)



知っ得！ 人事労務トピックス

●算定基礎届で気をつけたいポイント



健康保険・厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が生じないようにするため年1回標準報酬月額を決定し直す届出を指します。

- Q 「報酬」・「賞与」にはどのようなものが含まれるか？**
A 報酬等には、労働の対象として受けるすべてのものが該当する。該当しないものとして、傷病手当金、労災保険法に基づく休業補償、事業主が負担すべき出張旅費、見舞金、大入袋(資格奨励金を除く)がある。
- Q 支払基礎日数について、例えば夜勤労働者で日をまたぐ勤務を行っている場合はどのように計算すべきか？**
A ① 月給の場合→各月の暦日数を支払基礎日数とする。② 日給の場合→給与支払いの基礎となる出勤回数を支払基礎日数とする。ただし、変形労働時間制を導入している場合③に準ずる。③ 時給の場合→各月の総労働時間をその事業所における所定労働時間で除して得られた日数を支払基礎日数とする。

※算定基礎届の情報については、当事務所HPでも随時、お知らせします

パン大好き



こんにちは、スタッフの筒井です。
先日「VOICE de GO」という番組で岡山県で好きなパン屋さんベスト10という内容がしていました。早速、次の日に第2位になった「ベーカリー トングウ」に行ってみました。総社市駅前にあるということで、近いと思って、午後から行った所、テレビの反響がすごいのか、目当ての商品は売り切れ、他の商品も数少なかったのも、また今度行く機会あったら行ってみようと思いました。また、第3位の「石窯パン工房むぎのひげ」という所は、岡山市の娘のアパートのすぐ近くでびっくりしました。そこにも行ってみました。美味しそうな様々なパンがあり、娘が帰って来る時に買って帰ってもらうのも良いなと思いました。

(筒井 浩美)

親知らず



こんにちは、スタッフの川合です。
私事ですが、先日親知らずを抜きました。
私は歯磨きが好きなので虫歯とは無縁でしたので、歯医者さんに行くときは、かなり緊張しました。
学生時代はアキレス腱断裂で手術をしたり、自転車で派手にこけたり、なかなか痛い経験をしてきたと胸を張って自慢できる私でも歯医者さんはドキドキしていました。
抜歯が始まる前は面白いくらい自分の体が震えていました。もう親知らずを抜くのは怖いので生えてこないの祈っています。

(川合千愛輝)